

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 不健全図書類の指定……………一
………（都民安全推進本部総合推進部若年支援課）…一
- 都市計画事業の認可（二件）……………一
………（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）…一
- 都市計画事業の事業計画の変更認可（三件）……………二
………（同）……………二
- 令和二年度非常勤職員の第一種報酬の額……………二
………（福祉保健局総務部職員課）……………二
- 都道の区域変更（二件）……………三
………（建設局道路管理部路政課）……………三
- 都道の供用開始……………六
………（同）……………六
- 道路法による道路の占用を制限する区域の指定……………六
………（建設局道路管理部監察指導課）……………六
- 警備員等の検定の実施（二件）……………六
………（同）……………六
- 警備員等の検定合格者審査の実施（九件）……………八
………（同）……………八
- 東京都収用委員会規程の一部改正……………一六
………（同）……………一六
- 開発行為に関する工事完了……………一六
………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）……………一六

告示

●東京都告示第百十二号
東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和三十九年東京都条例第百八十一号）第八条第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

令和三年二月十二日

東京都知事 小池 百合子

図書類

指定番号	種類	名称、号刊、共通雑誌コード及び発行者	指定理由
四三二四	雑誌	M I S S Y C O M I C S	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。
四三二五	雑誌	花音コミックス そしてネコは発情する 五―三六―一九四 株式会社芳文社	同右
四三一六	書籍	M I K E + c o m i c s ミケプラスコミックス サンプリング・セックス 道玄坂書房	同右

東京都告示第百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画緑地事業を認可したので、

同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
令和三年二月十二日
東京都知事 小池 百合子

- 一 施行者の名称 北区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画緑地事業第十一号荒川緑地
- 三 事業施行期間 令和三年二月十二日から令和五年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
なし

使用の部分

北区豊島五丁目地内

東京都告示第百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき日野都市計画緑地事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
令和三年二月十二日
東京都知事 小池 百合子

- 一 施行者の名称 日野市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 日野都市計画緑地事業第十五号百草六地藏緑地
- 三 事業施行期間 令和三年二月十二日から令和四年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
日野市百草地内

使用の部分

なし

●東京都告示第百十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十二年東京都告示第千八百八十五号町田都市計画緑地事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年二月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 町田市

二 都市計画事業の種類及び名称 町田都市計画緑地事業第二十七号三輪緑地

三 事業施行期間 平成二十二年九月十五日から令和八年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分

平成二十二年東京都告示第千八百八十五号、平成二十四年東京都告示第二十四号及び平成二十八年東京都告示第百七十二号の事業地のうち町田市三輪町字十一号地内において事業地を変更する。

使用の部分

変更なし

●東京都告示第百十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十一年東京都告示第百四十八号町田都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年二月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 町田市

二 都市計画事業の種類及び名称 町田都市計画公園事業第七・四・四号薬師池西公園

三 事業施行期間 平成二十一年二月十日から令和五年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分

変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第百十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき令和二年東京都告示第百六十一号八王子都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年二月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 八王子市

二 都市計画事業の種類及び名称 八王子都市計画公園事業第二・二・百六号明神町広田公園

三 事業施行期間 令和二年三月十九日から令和四年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分

変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第百十八号

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則(平成二十七年東京都規則第八号)第七条の規定に基づき、令和二年度における非常勤職員の第一種報酬の額を次のとおり告示する。

令和三年二月十二日

東京都知事 小 池 百合子

非常勤職員の報酬の額一覧

局名	職名	報酬区分	報酬額
福祉保健局	保健医療情報センター事務補佐員	日額	(日勤) 13,500円
			(夜勤) 26,800円

附則

この告示は、令和三年二月十五日から施行する。

●東京都告示第百十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年二月十二日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和三年二月十二日

東京都知事 小池百合子

一 路線名 さいたま東村山

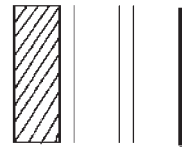
二 変更の区間 清瀬市梅園一丁目千六百八十四番六地先

から同市梅園二丁目千六百八十六番六地先まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

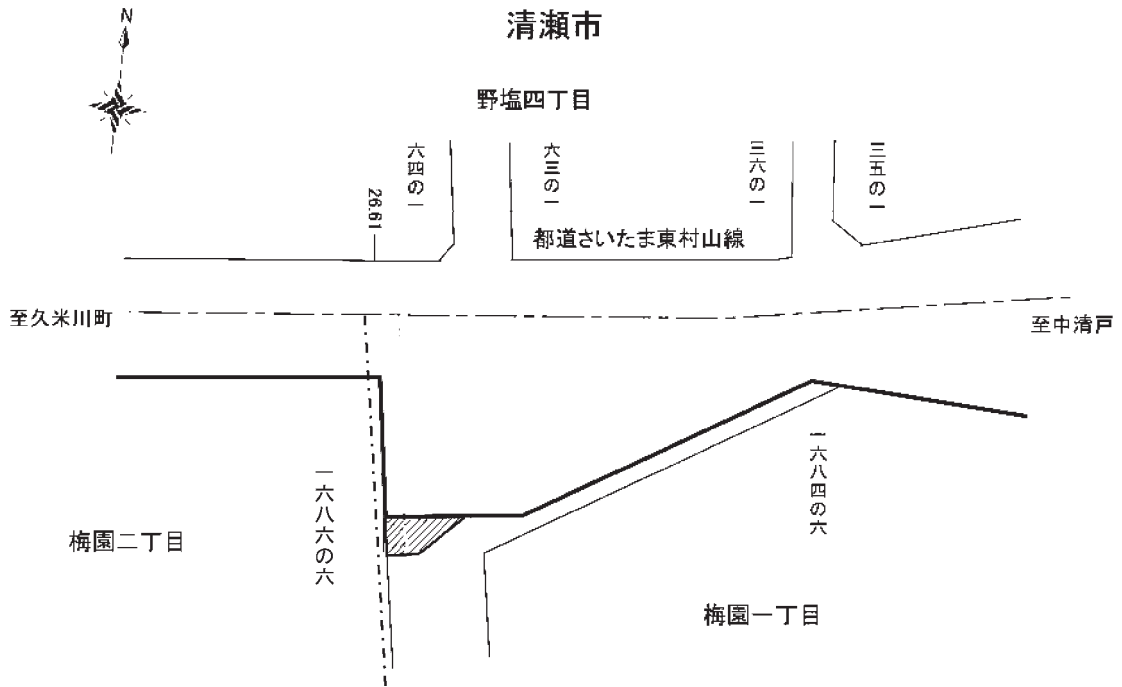
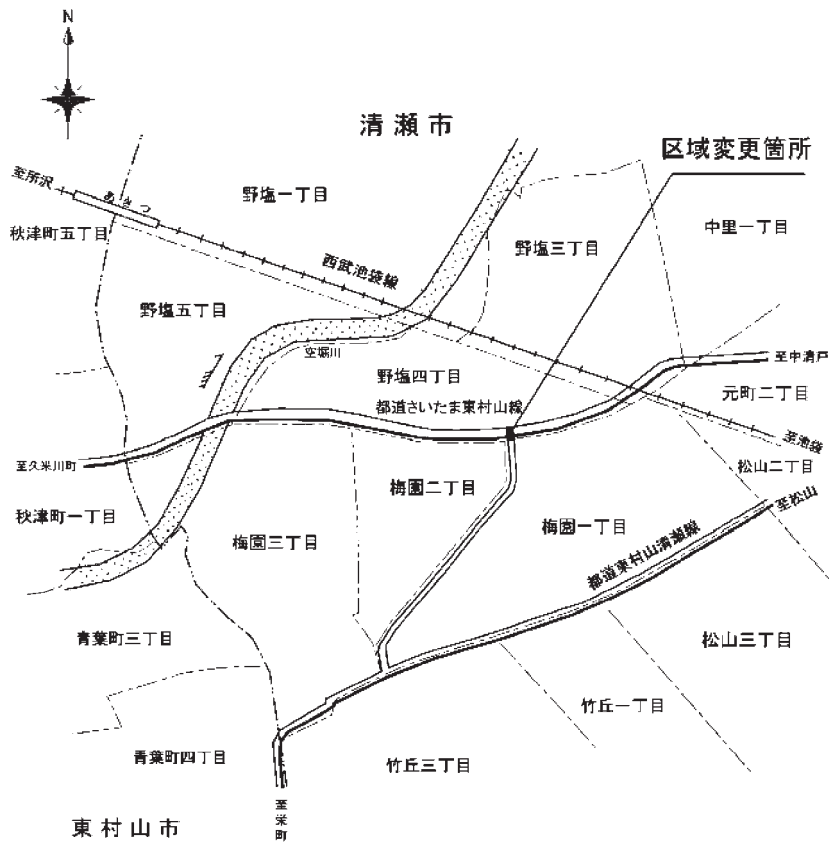
別図

都道さいたま東村山線区域変更略図
清瀬市梅園一丁目、梅園二丁目



都道
市道
廃止区域

延長 八・一七メートル
面積 二〇・四一平方メートル

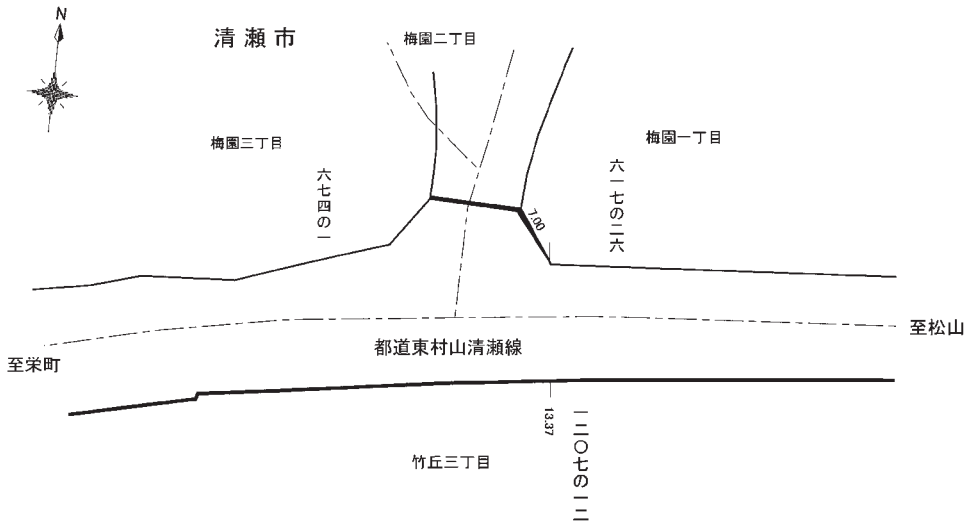
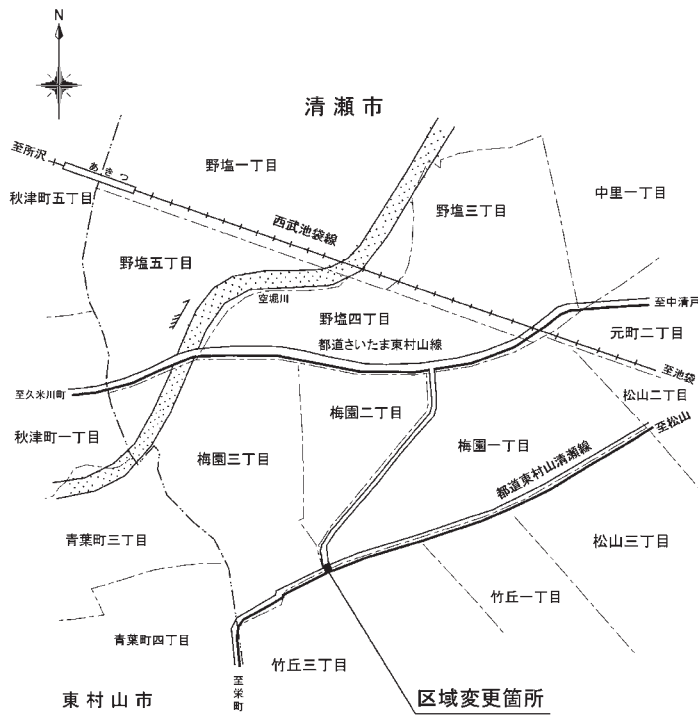


別図

都道東村山清瀬線区域変更略図
清瀬市梅園三丁目と梅園一丁目



延長 一三・五五メートル
面積 三・八六平方メートル



●東京都告示第百二十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
その関係図面は、令和三年二月十二日から起算して二週

間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和三年二月十二日

東京都知事 小池百合子

- 一 路線名 東村山清瀬
- 二 変更の区間 清瀬市梅園三丁目六百七十四番一地先か

三 変更の概要

ら同市梅園一丁目六百七十七番二十六地先まで
別図表示のとおり

●東京都告示第百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年二月十二日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和三年二月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一路線名 東村山清瀬

二 供用開始の区間 清瀬市梅園三丁目六百七十四番一地先から同市梅園一丁目六百七十七番二十六地先まで

三 供用開始の期日 令和三年二月十二日

●東京都告示第百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和三年二月十二日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和三年二月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一路線名

東村山清瀬

二 占用を制限する区間

清瀬市梅園三丁目六百七十四番一地先から同市梅園一丁目六百七十七番二十六地先まで

三 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

四 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日

令和三年二月十五日

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第46号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第7条の規定により次のとおり告示する。

令和3年2月12日

東京都公安委員会

委員長 北 井 久美子

記

1 検定の実施期日及び時間

(1) 学科試験

令和3年5月15日（土曜日）

午前8時30分から午前11時まで

(2) 実技試験

令和3年6月19日（土曜日）

午前8時30分から午後4時30分まで

2 検定の実施場所

品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場

3 検定の実施種別

規則第1条第3号の警備業務（雑踏警備業務に係るものをいう。）に係る規則第4条に規定する2級の検定

4 検定予定人員

45名

5 検定申出の要領

検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。

(1) 検定申出の受付期間

令和3年4月7日（水曜日）及び同月8日（木曜日）の2日間

(2) 受付専用電話

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 8201

6 申請手続

(1) 受付期間 令和3年4月14日（水曜日）から同月16日（金曜日）までの3日間

(2) 受付場所

午前8時30分から午後5時まで 規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のい

<p>すれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。</p> <p>ア 東京都内の住所地を管轄する警察署</p> <p>イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>(3) 申請書類</p> <p>ア 検定申請書 1通</p> <p>イ 写真 (申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2葉</p> <p>ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p> <p>ただし、前(2)のウ及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>(4) 検定手数料 13,000円</p> <p>7 問合せ先</p> <p>警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第47号 警備業法 (昭和47年法律第117号) 第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則 (平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」</p>	<p>という。) 第7条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和3年2月12日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 北井久美子</p> <p>記</p> <p>1 検定の実施期日及び時間</p> <p>(1) 学科試験 令和3年5月15日 (土曜日) 午前8時30分から午前11時まで</p> <p>(2) 実技試験 令和3年6月19日 (土曜日) 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>2 検定の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁岐洲運転免許試験場</p> <p>3 検定の実施種別 規則第1条第4号の警備業務 (交通誘導警備業務に係るものをいう。) に係る規則第4条に規定する2級の検定</p> <p>4 検定予定人員 45名</p> <p>5 検定申出の要領 検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 検定申出の受付期間 令和3年4月5日 (月曜日) 及び同月6日 (火曜日) の2日間</p>	<p>午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 8201</p> <p>6 申請手続</p> <p>(1) 受付期間 令和3年4月14日 (水曜日) から同月16日 (金曜日) までの3日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。</p> <p>ア 東京都内の住所地を管轄する警察署</p> <p>イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>(3) 申請書類</p> <p>ア 検定申請書 1通</p> <p>イ 写真 (申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2葉</p> <p>ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p>
---	---	---

<p>ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>4 検定手数料 14,000円</p> <p>7 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p>	<p>4 審査対象者 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。)第1条第1項の表に規定する空港保安警備に係る同項に規定する検定であつて、同条第2項に規定する1級に係るものに合格した者</p> <p>5 審査予定人員 30名</p> <p>6 申請申出の要領 申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。 なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 申請申出の受付期間 令和3年4月12日(月曜日)及び同月13日(火曜日)の2日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 8201</p> <p>7 申請手続 (1) 受付期間 令和3年4月21日(水曜日)から同月23日(金曜日)までの3日間 午前8時30分から午後5時まで (2) 受付場所 規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 ア 東京都内の住所地を管轄する警察署</p>	<p>イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>ウ 旧規則第8条の合格証(以下「旧合格証」という。)の交付を受けた東京都内の警察署</p> <p>(3) 申請書類 ア 審査申請書 1通 イ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 1葉 ウ 旧合格証の写し エ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 (ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面 (イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいずれかを、前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しない。</p> <p>(4) 審査手数料 4,700円</p> <p>8 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p>
<p>●東京都公安委員会告示第48号 警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)附則第6条の規定に基づき検定合格者審査において、規則附則第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判定する審査(以下「審査」という。)を実施するので、規則附則第9条の規定により次のとおり告示する。 令和3年2月12日 東京都公安委員会 委員長 北 井 久美子 記</p> <p>1 審査の実施期日及び時間 令和3年5月15日(土曜日) 午前8時30分から午後0時30分まで</p> <p>2 審査の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鮫洲運転免許試験場</p> <p>3 審査の実施種別 規則附則第6条第1号の空港保安警備業務に係る1級の検定合格者審査</p>	<p>●東京都公安委員会告示第49号 警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)</p>	

附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則（平成17年
国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）附則
第6条の規定に基づき検定合格者審査において、規則附則
第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判
定する審査（以下「審査」という。）を実施するので、規
則附則第9条の規定により次のとおり告示する。

令和3年2月12日

東京都公安委員会

委員長 北 井 久美子

記

1 審査の実施期日及び時間

令和3年5月15日（土曜日）

午前8時30分から午後0時30分まで

2 審査の実施場所

品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鮫洲運転免許試
験場

3 審査の実施種別

規則附則第6条第2号の空港保安警備業務に係る2級
の検定合格者審査

4 審査対象者

規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定
に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以
下「旧規則」という。）第1条第1項の表に規定する空
港保安警備に係る同項に規定する検定であつて、同条第
2項に規定する1級に係るもの又は2級に係るものに合
格した者

5 審査予定人員

30名

6 申請申出の要領

申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。
なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により
確定する。

(1) 申請申出の受付期間

令和3年4月12日（月曜日）及び同月13日（火曜
日）の2日間

午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付専用電話

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係
03（3581）8201

7 申請手続

(1) 受付期間

令和3年4月21日（水曜日）から同月23日（金曜
日）までの3日間

午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付場所

規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次
のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。

ア 東京都内の住所地を管轄する警察署

イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を
管轄する警察署

ウ 旧規則第8条の合格証（以下「旧合格証」とい
う。）の交付を受けた東京都内の警察署

(3) 申請書類

ア 審査申請書 1通

イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、
上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、

横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に
氏名及び撮影年月日を記載したもの） 1葉

ウ 旧合格証の写し

エ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書
面

(ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住
民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在
明らかとなる書面

(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する
営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書
ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいずれか
を、前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しな
い。

(4) 審査手数料 4,700円

8 問合せ先

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

電話 03（3581）4321 内線30312

●東京都公安委員会告示第50号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）

附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則（平成17年

国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）附則

第6条の規定に基づき検定合格者審査において、規則附則

第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判

定する審査（以下「審査」という。）を実施するので、規

則附則第9条の規定により次のとおり告示する。

令和3年2月12日

<p>東京都公安委員会 委員長 北 井 久美子 記</p> <p>1 審査の実施期日及び時間 令和3年5月15日（土曜日） 午前8時30分から午後0時30分まで</p> <p>2 審査の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場</p> <p>3 審査の実施種別 規則附則第6条第3号の施設警備業務に係る1級の検 定合格者審査</p> <p>4 審査対象者 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検 定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以 下「旧規則」という。）第1条第1項の表に規定する常 駐警備に係る同項に規定する検定であつて、同条第2項 に規定する1級に係るものに合格した者</p> <p>5 審査予定人員 30名</p> <p>6 申請申出の要領 申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。 なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により 確定する。</p> <p>(1) 申請申出の受付期間 令和3年4月12日（月曜日）及び同月13日（火曜 日）の2日間 午前8時30分から午後5時まで</p>	<p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03（3581）8201</p> <p>7 申請手続 (1) 受付期間 令和3年4月21日（水曜日）から同月23日（金曜 日）までの3日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次 のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。</p> <p>ア 東京都内の住所地を管轄する警察署</p> <p>イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を 管轄する警察署</p> <p>ウ 旧規則第8条の合格証（以下「旧合格証」とい う。）の交付を受けた東京都内の警察署</p> <p>(3) 申請書類</p> <p>ア 審査申請書 1通</p> <p>イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、 上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、 横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に 氏名及び撮影年月日を記載したもの） 1葉</p> <p>ウ 旧合格証の写し</p> <p>エ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書 面</p> <p>(ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住 民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在 明らかとなる書面</p>	<p>(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する 営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいずれか を、前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しな い。</p> <p>(4) 審査手数料 4,700円</p> <p>8 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03（3581）4321 内線30312</p> <p>―――</p> <p>●東京都公安委員会告示第51号 警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号） 附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則（平成17年 国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）附則 第6条の規定に基づく検定合格者審査において、規則附則 第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判 定する審査（以下「審査」という。）を実施するので、規 則附則第9条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和3年2月12日 東京都公安委員会 委員長 北 井 久美子 記</p> <p>1 審査の実施期日及び時間 令和3年5月15日（土曜日） 午前8時30分から午後0時30分まで</p> <p>2 審査の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試 験場</p>
--	--	---

3 審査の実施種別

規則附則第6条第4号の施設警備業務に係る2級の検
定合格者審査

4 審査対象者

規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検
定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以
下「旧規則」という。）第1条第1項の表に規定する常
駐警備に係る同項に規定する検定であつて、同条第2項
に規定する1級に係るもの又は2級に係るものに合格し
た者

5 審査予定人員

30名

申請申出の要領
申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。

なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により
確定する。

(1) 申請申出の受付期間

令和3年4月12日（月曜日）及び同月13日（火曜
日）の2日間
午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付専用電話

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係
03（3581）8201

7 申請手続

(1) 受付期間

令和3年4月21日（水曜日）から同月23日（金曜
日）までの3日間
午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付場所

規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次
のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。

ア 東京都内の住所地を管轄する警察署

イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を
管轄する警察署

ウ 旧規則第8条の合格証（以下「旧合格証」とい
う。）の交付を受けた東京都内の警察署

(3) 申請書類

ア 審査申請書 1通

イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、
上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、
横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に

氏名及び撮影年月日を記載したもの） 1葉

ウ 旧合格証の写し

エ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書
面

(ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住
民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在
明らかとなる書面

(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する
営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書

ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいずれか
を、前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しな
い。

(4) 審査手数料

4,700円

8 問合せ先

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

電話 03（3581）4321 内線30312

●東京都公安委員会告示第52号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）

規則第5条及び警備員等の検定等に関する規則（平成17年
国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）附則
第6条の規定に基づく検定合格者審査において、規則附則
第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判
定する審査（以下「審査」という。）を実施するので、規
則附則第9条の規定により次のとおり告示する。

令和3年2月12日

東京都公安委員会

委員長 北 井 久美子

記

1 審査の実施期日及び時間

令和3年5月15日（土曜日）

午前8時30分から午後0時30分まで

2 審査の実施場所

品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鮫洲運転免許試
験場

3 審査の実施種別

規則附則第6条第5号の交通誘導警備業務に係る1級
の検定合格者審査

4 審査対象者

規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定
に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以
下「旧規則」という。）第1条第1項の表に規定する交
通誘導警備に係る同項に規定する検定であつて、同条第

<p>2項に規定する1級に係るものに合格した者</p> <p>5 審査予定人員 30名</p> <p>6 申請申出の要領 申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。 なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 申請申出の受付期間 令和3年4月12日（月曜日）及び同月13日（火曜日）の2日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全全部生活安全総務課防犯営業第一係 03（3581）8201</p> <p>7 申請手続 (1) 受付期間 令和3年4月21日（水曜日）から同月23日（金曜日）までの3日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 ア 東京都内の住所地を管轄する警察署 イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署 ウ 旧規則第8条の合格証（以下「旧合格証」という。）の交付を受けた東京都内の警察署</p> <p>(3) 申請書類</p>	<p>ア 審査申請書 1通</p> <p>イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 1葉</p> <p>ウ 旧合格証の写し</p> <p>エ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面</p> <p>(ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいずれかを、前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しない。</p> <p>(4) 審査手数料 4,700円</p> <p>8 問合せ先 警視庁生活安全全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03（3581）4321 内線30312</p> <p>――</p> <p>●東京都公安委員会告示第53号 警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号） 附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。） 附則第6条の規定に基づく検定合格者審査において、規則附則第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判定する審査（以下「審査」という。）を実施するので、規</p>	<p>規則第9条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和3年2月12日 東京都公安委員会 委員長 北 井 久美子 記</p> <p>1 審査の実施期日及び時間 令和3年5月15日（土曜日） 午前8時30分から午後0時30分まで</p> <p>2 審査の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場</p> <p>3 審査の実施種別 規則附則第6条第6号の交通誘導警備業務に係る2級の検定合格者審査</p> <p>4 審査対象者 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第1項の表に規定する交通誘導警備に係る同項に規定する検定であつて、同条第2項に規定する1級に係るもの又は2級に係るものに合格した者</p> <p>5 審査予定人員 30名</p> <p>6 申請申出の要領 申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。 なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 申請申出の受付期間</p>
---	--	--

<p>令和3年4月12日(月曜日)及び同月13日(火曜日)の2日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03(3581)8201</p> <p>7 申請手続 (1) 受付期間 令和3年4月21日(水曜日)から同月23日(金曜日)までの3日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 ア 東京都内の住所地を管轄する警察署 イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署 ウ 旧規則第8条の合格証(以下「旧合格証」という。)の交付を受けた東京都内の警察署</p> <p>(3) 申請書類 ア 審査申請書 1通 イ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 1葉 ウ 旧合格証の写し エ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面</p>	<p>(7) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面</p> <p>(4) 審査手数料 4,700円</p> <p>8 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03(3581)4321 内線30312</p> <p>-----</p> <p>●東京都公安委員会告示第54号 警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)附則第6条の規定に基づく検定合格者審査において、規則附則第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判定する審査(以下「審査」という。)を実施するので、規則附則第9条の規定により次のとおり告示する。 令和3年2月12日 東京都公安委員会 委員長 北井久美子 記 1 審査の実施期日及び時間 令和3年5月15日(土曜日) 午前8時30分から午後0時30分まで</p>	<p>(7) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面</p> <p>(4) 審査手数料 4,700円</p> <p>8 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03(3581)4321 内線30312</p> <p>-----</p> <p>●東京都公安委員会告示第54号 警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)附則第6条の規定に基づく検定合格者審査において、規則附則第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判定する審査(以下「審査」という。)を実施するので、規則附則第9条の規定により次のとおり告示する。 令和3年2月12日 東京都公安委員会 委員長 北井久美子 記 1 審査の実施期日及び時間 令和3年5月15日(土曜日) 午前8時30分から午後0時30分まで</p>
<p>(1) 受付期間 令和3年4月21日(水曜日)から同月23日(金曜日)までの3日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 ア 東京都内の住所地を管轄する警察署 イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署 ウ 旧規則第8条の合格証(以下「旧合格証」という。)の交付を受けた東京都内の警察署</p> <p>(3) 申請書類 ア 審査申請書 1通 イ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 1葉 ウ 旧合格証の写し エ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面</p>	<p>(7) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面</p> <p>(4) 審査手数料 4,700円</p> <p>8 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03(3581)4321 内線30312</p> <p>-----</p> <p>●東京都公安委員会告示第54号 警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)附則第6条の規定に基づく検定合格者審査において、規則附則第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判定する審査(以下「審査」という。)を実施するので、規則附則第9条の規定により次のとおり告示する。 令和3年2月12日 東京都公安委員会 委員長 北井久美子 記 1 審査の実施期日及び時間 令和3年5月15日(土曜日) 午前8時30分から午後0時30分まで</p>	<p>2 審査の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場</p> <p>3 審査の実施種別 規則附則第6条第8号の核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る2級の検定合格者審査</p> <p>4 審査対象者 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。)第1条第1項の表に規定する核燃料物質等運搬警備に係る同項に規定する検定であって、同条第2項に規定する1級に係るもの又は2級に係るものに合格した者</p> <p>5 審査予定人員 30名</p> <p>6 申請申出の要領 申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。 なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 申請申出の受付期間 令和3年4月12日(月曜日)及び同月13日(火曜日)の2日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03(3581)8201</p> <p>7 申請手続 (1) 受付期間</p>
<p>(1) 受付期間 令和3年4月21日(水曜日)から同月23日(金曜日)までの3日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 ア 東京都内の住所地を管轄する警察署 イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署 ウ 旧規則第8条の合格証(以下「旧合格証」という。)の交付を受けた東京都内の警察署</p> <p>(3) 申請書類 ア 審査申請書 1通 イ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 1葉 ウ 旧合格証の写し エ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面</p>	<p>(7) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面</p> <p>(4) 審査手数料 4,700円</p> <p>8 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03(3581)4321 内線30312</p> <p>-----</p> <p>●東京都公安委員会告示第54号 警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)附則第6条の規定に基づく検定合格者審査において、規則附則第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判定する審査(以下「審査」という。)を実施するので、規則附則第9条の規定により次のとおり告示する。 令和3年2月12日 東京都公安委員会 委員長 北井久美子 記 1 審査の実施期日及び時間 令和3年5月15日(土曜日) 午前8時30分から午後0時30分まで</p>	<p>2 審査の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場</p> <p>3 審査の実施種別 規則附則第6条第8号の核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る2級の検定合格者審査</p> <p>4 審査対象者 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。)第1条第1項の表に規定する核燃料物質等運搬警備に係る同項に規定する検定であって、同条第2項に規定する1級に係るもの又は2級に係るものに合格した者</p> <p>5 審査予定人員 30名</p> <p>6 申請申出の要領 申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。 なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 申請申出の受付期間 令和3年4月12日(月曜日)及び同月13日(火曜日)の2日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03(3581)8201</p> <p>7 申請手続 (1) 受付期間</p>

<p>令和3年4月21日（水曜日）から同月23日（金曜日）までの3日間</p> <p>午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所</p> <p>規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。</p> <p>ア 東京都内の住所地を管轄する警察署</p> <p>イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>ウ 旧規則第8条の合格証（以下「旧合格証」という。）の交付を受けた東京都内の警察署</p> <p>(3) 申請書類</p> <p>ア 審査申請書 1通</p> <p>イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 1葉</p> <p>ウ 旧合格証の写し</p> <p>エ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面</p> <p>ア 前(2)のイに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面</p> <p>イ 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p> <p>ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいずれかを、前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しない。</p>	<p>(4) 審査手数料 4,700円</p> <p>8 問合せ先</p> <p>警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係</p> <p>電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <p>_____</p> <p>●東京都公安委員会告示第55号</p> <p>警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）附則第6条の規定に基づき検定合格者審査において、規則附則第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判定する審査（以下「審査」という。）を実施するので、規則附則第9条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和3年2月12日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 北 井 久美子 記</p> <p>1 審査の実施期日及び時間 令和3年5月15日（土曜日） 午前8時30分から午後0時30分まで</p> <p>2 審査の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁畿洲運転免許試験場</p> <p>3 審査の実施種別 規則附則第6条第9号の貴重品運搬警備業務に係る1級の検定合格者審査</p> <p>4 審査対象者 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定</p>	<p>に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第1項の表に規定する貴重品運搬警備に係る同項に規定する検定であって、同条第2項に規定する1級に係るものに合格した者</p> <p>5 審査予定人員 30名</p> <p>6 申請申出の要領 申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。 なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 申請申出の受付期間 令和3年4月12日（月曜日）及び同月13日（火曜日）の2日間</p> <p>午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 8201</p> <p>7 申請手続</p> <p>(1) 受付期間 令和3年4月21日（水曜日）から同月23日（金曜日）までの3日間</p> <p>午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。</p> <p>ア 東京都内の住所地を管轄する警察署</p> <p>イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p>
--	---	--

<p>ウ 旧規則第8条の合格証(以下「旧合格証」という。)の交付を受けた東京都内の警察署</p> <p>(3) 申請書類</p> <p>ア 審査申請書 1通</p> <p>イ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 1葉</p> <p>ウ 旧合格証の写し</p> <p>エ 前(2)の受付場所に該当することを陳明する次の書面</p> <p>(ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を陳明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を陳明する営業所所属証明書</p> <p>ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいずれかを、前(2)のウに該当する者は陳明する書面を要しない。</p> <p>(4) 審査手数料 4,700円</p> <p>8 問合せ先</p> <p>警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係</p> <p>電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <p>_____</p> <p>●東京都公安委員会告示第56号</p> <p>警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)附則</p>	<p>第6条の規定に基づく検定合格者審査において、規則附則第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判定する審査(以下「審査」という。)を実施するので、規則附則第9条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和3年2月12日</p> <p>東京都公安委員会</p> <p>委員長 北井久美子</p> <p>記</p> <p>1 審査の実施期日及び時間</p> <p>令和3年5月15日(土曜日)</p> <p>午前8時30分から午後0時30分まで</p> <p>2 審査の実施場所</p> <p>品川区東大井一丁目12番5号 警視庁岐洲運転免許試験場</p> <p>3 審査の実施種別</p> <p>規則附則第6条第10号の貴重品運搬警備業務に係る2級の検定合格者審査</p> <p>4 審査対象者</p> <p>規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。)第1条第1項の表に規定する貴重品運搬警備に係る同項に規定する検定であつて、同条第2項に規定する1級に係るもの又は2級に係るものに合格した者</p> <p>5 審査予定人員</p> <p>30名</p> <p>6 申請申出の要領</p> <p>申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。</p>	<p>なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 申請申出の受付期間</p> <p>令和3年4月12日(月曜日)及び同月13日(火曜日)の2日間</p> <p>午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話</p> <p>警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係</p> <p>03 (3581) 8201</p> <p>7 申請手続</p> <p>(1) 受付期間</p> <p>令和3年4月21日(水曜日)から同月23日(金曜日)までの3日間</p> <p>午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所</p> <p>規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。</p> <p>ア 東京都内の住所地を管轄する警察署</p> <p>イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>ウ 旧規則第8条の合格証(以下「旧合格証」という。)の交付を受けた東京都内の警察署</p> <p>(3) 申請書類</p> <p>ア 審査申請書 1通</p> <p>イ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 1葉</p>
---	---	--

ウ 旧合格証の写し

エ 前2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面

(ア) 前2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面

(イ) 前2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書

ただし、前2)のア及びイに該当する者はいずれかを、前2)のウに該当する者は疎明する書面を要しない。

(4) 審査手数料 4,700円

8 問合せ先

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

電話 03 (3581) 4321 内線30312

告 示 (収用委)

●東京都収用委員会告示第一号

東京都収用委員会規程 (昭和二十九年東京都収用委員会告示第一号) の一部を次のように改正する。

令和三年二月十二日

東京都収用委員会

第十三条第三項中「署名押印」を「署名」に改める。

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、

完了した。

令和三年二月十二日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

多摩市一ノ宮二丁目八番八

山梨県上野原市上野原二十六番地

株式会社角屋ハウジング

代表取締役 秦 孝延

三鷹市牟礼五丁目千七百十七番六及び同番九

三鷹市牟礼五丁目一番三号丸栄建設株式会社

代表取締役 高橋 智之

三鷹市牟礼五丁目一番三号多摩物産株式会社

代表取締役 高橋 徹也

調布市染地二丁目二十八番七

小平市鈴木町一丁目四百七十二番地四十

誠賀建設株式会社

代表取締役 加賀美 誠

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

郵便番号 163-8001

定価 一箇月 六、六〇〇円

(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号

電話 〇三(三三二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001



FSC® C006270



リサイクル適性